

日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

(趣旨)

一般社団法人日本卸電力取引所は、電気事業法上、業務規程の変更を行う場合には経済産業大臣の認可を取得することとされており、当該認可については、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされている。

今般、市場監視業務の中立性・独立性の確保を目的として、日本卸電力取引所より業務規程の変更認可申請が行われ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたため、当該業務規程の変更についてご審議をいただきたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程の変更に係る審査について

2019年6月28日、電力・ガス取引監視等委員会は、日本卸電力取引所に対して、市場監視業務等の中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討することを要請した。

上記要請を踏まえ、日本卸電力取引所において検討を行った結果、市場監視業務の中立性・独立性を確保する観点から、(1) 市場取引監視委員会（中立的な有識者で構成される所内委員会）の権限の強化、(2) 個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し、を内容とする業務規程の変更を実施することとした。

今般、上記の業務規程を変更するため、令和2年10月21日付で、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し業務規程変更の認可申請が行われ、令和2年10月30日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたため、当該業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

- 一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、平成28年4月より卸電力取引所(指定法人)となっている。
- 日本卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。また、日本卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされている。
- 令和元年6月28日に本委員会より日本卸電力取引所に対して、市場監視業務等の中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討することを要請し、令和2年10月14日に日本卸電力取引所より検討結果についてご回答いただいた。
- 上記検討において、日本卸電力取引所の中立性・独立性を確保する観点から、(1) 市場取引監視委員会(中立的な有識者で構成される所内委員会)の権限の強化、(2) 個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し、を内容とする業務規程の変更を実施することとした。
- 上記の業務規程を変更するため、令和2年10月21日付で、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し業務規程変更の認可申請が行われ、令和2年10月30日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。
- 今回は、上記の業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

業務規程の改正内容について

- 今回の業務規程の改正は、日本卸電力取引所の市場監視業務の中立性・独立性を確保する観点から、(1) 市場取引監視委員会（中立的な有識者で構成される所内委員会）の権限の強化、(2) 個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し、を行うもの。
- 具体的な規程の変更内容については以下のとおり。

<規程変更前>

(1) 市場取引監視委員会の権限の強化等

・不公正取引の判定や処分に係る決定権限については理事会に帰属する。

・市場取引監視委員会は、理事会からの諮問がない限り、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動は行えない。

・市場監視担当部署からの不公正取引に係る個別監視結果等の報告先に、理事会を含む。

(2) 個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し

・会員の資格審査や違約(預託金納入義務違反等)の処分等、個別事業者に係る事案の決定については、取引会員に属する理事・監事を構成員に含む理事会にて決議。

<規程変更後>

・左記決定権限を市場取引監視委員会に帰属することとする。

・委員会自らの発意によって、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動を行えることとする。

・市場監視担当部署からの不公正取引に係る個別監視結果等の報告先から、理事会を除外する。

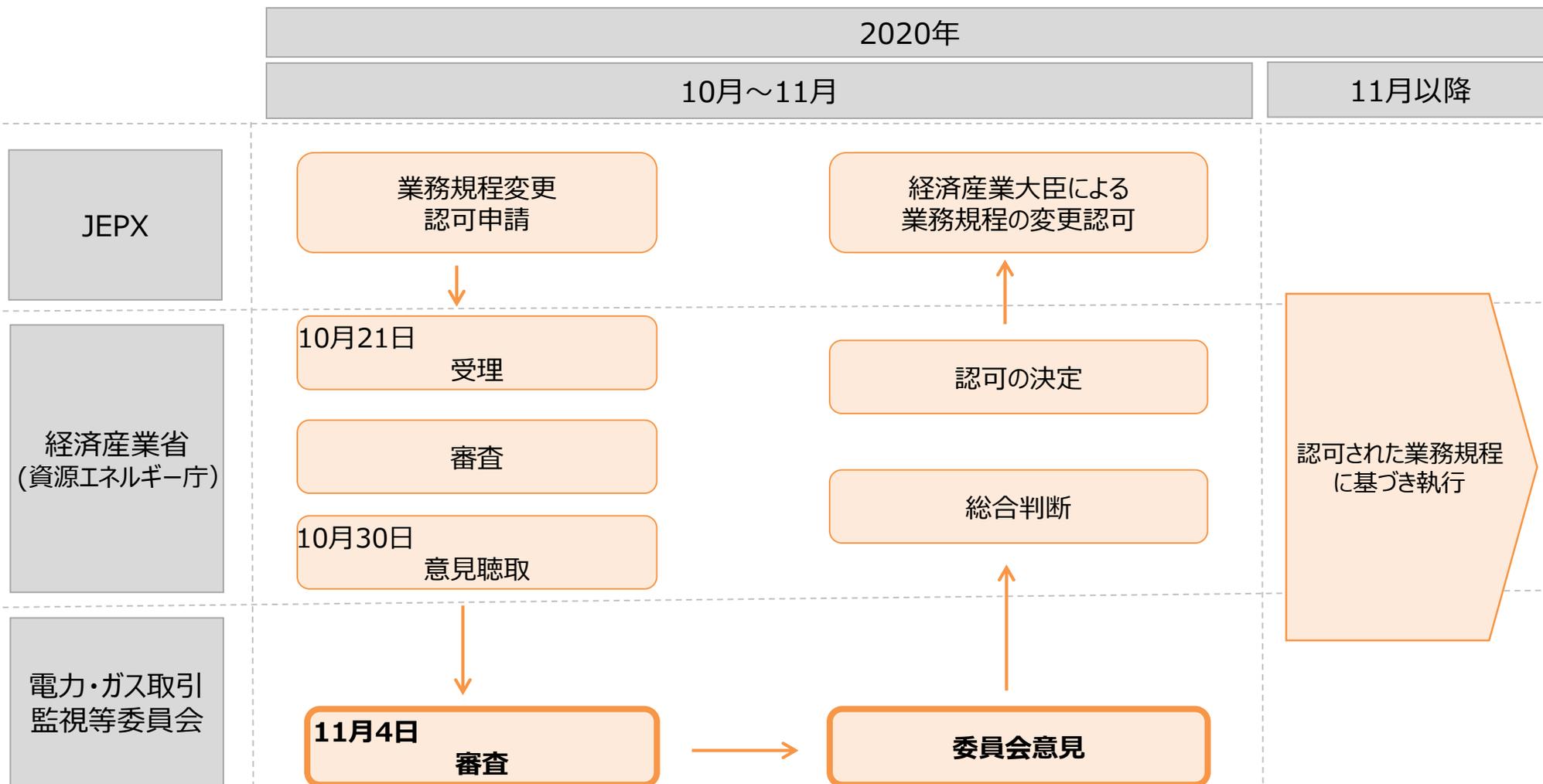
・左記事案の決定については、中立者である理事長が決議することとする。
・また、理事長が理事会に付議することが適当と判断した場合も、取引会員に属する理事・監事が関与しないこととする。

審査基準への適合性について

- 今般の業務規程の改正は、日本卸電力取引所における市場監視業務の中立性・独立性を確保する観点から、市場取引監視委員会の権限の強化及び個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直しを行うもの。
- 上記の改正については、電事法施行規則第132条6項において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の「業務を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」に該当すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨回答することとしたい。

(参考) 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 日本卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法施行規則

第132条第5項

(業務規程の記載事項)

法第99条第3項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日スポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 九 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

第132条第6項

(業務規定の認可の基準)

法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1号及び第2号に掲げる**業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。**

(参考) 電気事業法・JEPX定款 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法

第98条

(業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第99条

(業務規程の認可)

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(参考) 一般社団法人日本卸電力取引所 定款 (一部抜粋)

(代表理事)

第24条 本法人に代表理事を2名以内置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事のうち1名は、理事長として本法人の業務を統括する。

(参考) 日本卸電力取引所の要請文に対する回答について

市場監視業務等の在り方についての検討結果について

市場監視業務については、電気事業法や「適正な電力取引のための指針」などに基づき、その充実を図っているところですが、貴委員会から示された「卸電力取引所の市場監視業務等の在り方について」(令和元年6月28日)を受け、市場監視業務及び取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督に類する業務を行う体制について、内外の取引所の実状や各界有識者のご意見などを踏まえ、中立性、独立性の観点から検討を行った結果、以下の見直し等を行うこととしましたので、ご報告します。

1. 市場監視の中立性・独立性を確保するための業務規程等の見直し

市場規模の拡大や市場参加者の多様化を踏まえ、取引所がその市場監視機能を強化し、取引の公正性を担保するとともに、市場参加者の信頼を確立するため、取引所の中立性・独立性の確保に向けて、取引所が規定する業務規程等の見直しを速やかに行います。

(1)市場取引監視委員会の権限の強化等・現行の規程において、不公正取引の判定や処分に係る決定権限については理事会に帰属し、市場取引監視委員会(中立的な有識者で構成される所内委員会)は理事会から諮問を受けた際にのみ意見を述べるに留まっている点について、当該決定権限を市場取引監視委員会に帰属させることとします。・市場取引監視委員会が、理事会からの諮問がなくとも、委員会自らの発意によって、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動を行なえることを規程で担保します。・市場監視担当部署からの不公正取引等に係る報告先から、理事会を除外します。

(2)個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し・会員の資格審査や違約(預託金納入義務違反等)の処分等、個別事業者に係る事案の決定については、取引会員に属する理事・監事を構成員に含む理事会での取扱を止め、中立者である理事長が行うこととします。また、理事長が理事会に付議することが適当と判断した場合も、取引会員に属する理事・監事が個別事業者に係る当該議事に関与しないことを規程で担保します。

2. 市場監視業務等に係る体制の拡充等

市場監視業務を遂行する体制の強化の観点から、人的リソースの拡充を図った上で、市場監視に関する部署を独立させる方向で組織体制の見直しを行います。

なお、市場監視の他、先渡等のヘッジ市場の活性化や時間前市場の在り方などの課題への対応、参加者ニーズに応じた市場や商品の見直し、公開情報の充実、ガバナンスの中立性・独立性の向上、ITシステムの信頼性向上などの取組全般に対応するため、事務局の増員を含めた組織体制の強化等の取組を計画的に進めてまいります。

以上

(案)

番 年 月 号 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について (回答)

令和2年10月30日付け20201021資第22号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20201021 資 第 22 号
令 和 2 年 10 月 30 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和2年10月21日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称 一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名 理事長 村上 堯

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
業務規程、取引会員規程、特別取引会員規程の改定
2. 変更の理由
取引会員等の加入の審査、処分等に係る手続見直しのため

以上

業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～4条	(略)	(略)	
第5条	<p>(取引資格およびその審査方法)</p> <p>第1項 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。</p> <p>2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。</p> <p>3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、本法人の理事会において加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。</p> <p>4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。</p>	<p>(取引資格およびその審査方法)</p> <p>第1項 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。</p> <p>2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。</p> <p>3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、本法人の理事会において加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。</p> <p>4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。</p>	(変更)
第6条～10条	(略)	(略)	
第11条	<p>(取引の制限)</p> <p>第1項 市場利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 電気またはその付帯物の実物取引を目的としない取引</p> <p>(2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引</p>	<p>(取引の制限)</p> <p>第1項 市場利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 電気またはその付帯物の実物取引を目的としない取引</p> <p>(2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引</p>	(変更)

	<p>(3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引</p> <p>(4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引</p> <p>(5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布</p> <p>(6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引</p> <p>(7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引</p> <p>(8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引</p> <p>(9) 次項の不正な価格形成にかかる取引</p> <p>(10) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引</p> <p>2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成</p> <p>(2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成</p> <p>3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。</p> <p>4. 前項の措置は、本法人の理事会の決議に基づいて実施する。ただし、緊急の場合は、本法人の理事長もしくは理事長</p>	<p>(3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引</p> <p>(4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引</p> <p>(5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布</p> <p>(6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引</p> <p>(7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引</p> <p>(8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引</p> <p>(9) 次項の不正な価格形成にかかる取引</p> <p>(10) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引</p> <p>2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成</p> <p>(2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成</p> <p>3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。</p> <p>4. 前項の措置は、本法人の理事会の決議に基づいて実施する。ただし、緊急の場合は、本法人の理事長もしくは理事長</p>	
--	---	--	--

	代行者の判断で実施し、実施後すみやかに理事会に報告する。	代行者の判断で実施し、実施後すみやかに理事会に報告する。	
第12条	(略)	(略)	
第13条	<p>(市場の監視に関する事項)</p> <p>第1項 開設する市場の監視ならびに不正取引防止に資する取引参加者へのルール周知・教育等を行うため、市場監視業務を担当する職員を常時1名以上配置する。</p> <p>2. 前項の市場監視業務を担当する職員は、本取引所規程、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成を監視し、必要があると認められるときは、監視の結果(本規程第14条に基づいて行った処分を含む)を本法人の理事会、市場取引監視委員会、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。</p> <p>3. 本取引所の市場取引監視委員会は、本条の目的に照らして必要な調査を行うことができる。その場合において、取引参加者は、当該調査に協力するものとする。</p> <p>4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的に取引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。</p>	<p>(市場の監視に関する事項)</p> <p>第1項 開設する市場の監視ならびに不正取引防止に資する取引参加者へのルール周知・教育等を行うため、市場監視業務を担当する職員を常時1名以上配置する。</p> <p>2. 前項の市場監視業務を担当する職員は、本取引所規程、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成を監視し、必要があると認められるときは、監視の結果(本規程第14条に基づいて行った処分を含む)を本法人の理事会、市場取引監視委員会、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。</p> <p>3. 本取引所は、本条の目的に照らして必要な調査を行うことができる。その場合において、取引参加者は、当該調査に協力するものとする。</p> <p>4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的に取引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。</p>	
第14条	<p>(取引参加者に対する処分)</p> <p>第1条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由</p>	<p>(取引参加者に対する処分)</p> <p>第2条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由</p>	

	<p>に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>2. 前項の処分の対象となる事由が、市場の監視に関する事項に該当する場合は、本法人の市場取引監視委員会理事会の決議に基づいて処分を行うものとする。(第 13 条の表題、第 14 条 1 項の文言)</p> <p>3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、本法人の理事会において弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。</p> <p>4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は 1 件の処分につき1億円とする。</p>	<p>に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。</p> <p>2. 前項の処分は、本法人の決議に基づいて行うものとする。</p> <p>3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、本法人の理事会において弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。</p> <p>4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は 1 件の処分につき1億円とする。</p>	
<p>第15条～18条</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>別添一覧</p>	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p> <p>改定 平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>平成31年4月10日</p> <p>令和元年5月24日</p> <p>令和2年3月26日</p> <p>令和2年7月1日</p> <p>令和2年〇月〇日</p>	<p>別添一覧</p> <p>別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程</p> <p>別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程</p> <p>別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程</p> <p>制定 平成28年2月18日</p> <p>改定 平成28年3月17日</p> <p>平成28年3月22日</p> <p>平成29年3月28日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>平成31年4月10日</p> <p>令和元年5月24日</p> <p>令和2年3月26日</p> <p>令和2年7月1日</p>	<p>(変更)</p>
-------------	--	--	-------------

取引会員規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～第6条	(略)	(略)	
第7条	<p>(審査手続)</p> <p>第1項 本取引所は、加入申込書類を受理した後、速やかに理事会においてその審査を行う。</p> <p>2. 本取引所は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。</p> <p>3. 本取引所は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。</p>	<p>(審査手続)</p> <p>第1項 本取引所は、加入申込書類を受理した後、速やかに理事会においてその審査を行う。</p> <p>2. 本取引所は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。</p> <p>3. 本取引所は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。</p>	(変更)
第8条～11条	(略)	(略)	
第12条	<p>(取引会員の代表者)</p> <p>第1項 取引会員は、本取引所において、取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「取引会員代表者」という。)を選任のうえ、所定の書面をもって本取引所に届出るものとする。</p> <p>2. 理事会において、取引会員代表者が、法令違反等の行為により、取引会員代表者として適当でないと認めるとき、本取引所は、その理由を示して、当該取引会員代表者の変更を求めることができる。</p> <p>3. 取引会員またはその本取引所に対する代表者は、他の取引会員または特別取引会員の本取引所に対する代表者となることができない。</p>	<p>(取引会員の代表者)</p> <p>第1項 取引会員は、本取引所において、取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「取引会員代表者」という。)を選任のうえ、所定の書面をもって本取引所に届出るものとする。</p> <p>2. 理事会において、取引会員代表者が、法令違反等の行為により、取引会員代表者として適当でないと認めるとき、本取引所は、その理由を示して、当該取引会員代表者の変更を求めることができる。</p> <p>3. 取引会員またはその本取引所に対する代表者は、他の取引会員または特別取引会員の本取引所に対する代表者となることができない。</p>	(変更)
第13条～第20条	(略)	(略)	

<p>第21条</p>	<p>(取引会員の処分)</p> <p>第1条 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、その取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(2) 入会金、年会費、取引会員信認金、預託金その他本取引所に納入し、または預託しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(3) 取引会員信認金、預託金について、租税滞納処分を受け、もしくはその例によって処分を受け、または裁判所から差押もしくは仮差押を受けた場合において、本取引所の指定する金額を指定の時限までに預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(4) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の取引会員または特別取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(5) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p>	<p>(取引会員の処分)</p> <p>第2条 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、その取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(2) 入会金、年会費、取引会員信認金、預託金その他本取引所に納入し、または預託しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(3) 取引会員信認金、預託金について、租税滞納処分を受け、もしくはその例によって処分を受け、または裁判所から差押もしくは仮差押を受けた場合において、本取引所の指定する金額を指定の時限までに預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(4) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の取引会員または特別取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(5) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p>	<p>(変更)</p>
-------------	---	--	-------------

	<p>(6) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(7) 本取引所が取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(8) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(9) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の取引会員等の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(10) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、取引会員規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>2. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。</p>	<p>(6) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(7) 本取引所が取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(8) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(9) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所の取引会員等の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(10) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、取引会員規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>2. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。</p>	
--	--	--	--

	<p>3. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。</p> <p>4. 取引会員は、その使用人の行為により取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。</p> <p>5. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。</p>	<p>3. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。</p> <p>4. 取引会員は、その使用人の行為により取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。</p> <p>5. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。</p>	
第22条	(略)	(略)	
第23条	<p>(弁明の機会)</p> <p>第1項 本取引所は、第21条の規定に基づき取引会員に対し処分を行う場合には、当該取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、当該処分を決定する理事会において 弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>2. 取引会員の除名を行う場合には、当該処分を決定し、当該取引会員に通知する理事会の10 日前までに、当該取引会員に対し、本取引所が除名すべき理由を記載した書面を送付するものとする。</p> <p>3. 取引会員に処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該取引会員が、正当な理由なく、第2項の書面の送付後 10 日以内に弁明を行わ理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。</p>	<p>(弁明の機会)</p> <p>第1項 本取引所は、第21条の規定に基づき取引会員に対し処分を行う場合には、当該取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、当該処分を決定する理事会において弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>2. 取引会員の除名を行う場合には、当該処分を決定し、当該取引会員に通知する理事会の 10 日前までに、当該取引会員に対し、本取引所が除名すべき理由を記載した書面を送付するものとする。</p> <p>3. 取引会員に処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該取引会員が、正当な理由なく、第2項の書面の送付後 10 日以内に弁明を行わ理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。</p>	
第24条	(略)	(略)	

第25条	<p>(処分に対する解除申請)</p> <p>第3条 第21条第1項の処分を受けた取引会員が、同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添え、処分の解除申請をすることができる。</p> <p>2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除し、または軽減することができる。</p> <p>3. 第21条第5項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。</p>	<p>(処分に対する解除申請)</p> <p>第4条 第21条第1項の処分を受けた取引会員が、同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添え、処分の解除申請をすることができる。</p> <p>2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除し、または軽減することができる。</p> <p>3. 第21条第5項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。</p>	
第26条～27条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>制定施行 平成 16 年7月 20 日</p> <p>改定 平成 16 年9月 14 日</p> <p>平成 28 年2月 18 日</p> <p>平成 29 年3月 28 日</p> <p>平成 30 年4月 19 日</p> <p>令和 2 年●月●日</p>	<p>制定施行 平成 16 年7月 20 日</p> <p>改定 平成 16 年9月 14 日</p> <p>平成 28 年2月 18 日</p> <p>平成 29 年3月 28 日</p> <p>平成 30 年4月 19 日</p>	(変更)

特別取引会員規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～第6条	(略)	(略)	
第7条	<p>(審査手続)</p> <p>第1項 本取引所は、加入申込書類を受理した後、速やかに理事会においてその審査を行う。</p> <p>2. 本取引所は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。</p> <p>3. 本取引所は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。</p>	<p>(審査手続)</p> <p>第1項 本取引所は、加入申込書類を受理した後、速やかに理事会においてその審査を行う。</p> <p>2. 本取引所は、加入を拒絶する場合はその理由を付し、加入希望者に対して書面で通知を行う。</p> <p>3. 本取引所は、本条に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。</p>	(変更)
第8条～第10条	(略)	(略)	
第11条	<p>(特別取引会員の代表者)</p> <p>第1項 取引会員は、本取引所において、取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「取引会員代表者」という。)を選任のうえ、所定の書面をもって本取引所に届出るものとする。</p> <p>2. 理事会において、取引会員代表者が、法令違反等の行為により、取引会員代表者として適当でないと認めるとき、本取引所は、その理由を示して、当該取引会員代表者の変更を求めることができる。</p> <p>3. 取引会員またはその本取引所に対する代表者は、他の取引会員または特別取引会員の本取引所に対する代表者となることができない。</p>	<p>(特別取引会員の代表者)</p> <p>第1項 取引会員は、本取引所において、取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「取引会員代表者」という。)を選任のうえ、所定の書面をもって本取引所に届出るものとする。</p> <p>2. 理事会において、取引会員代表者が、法令違反等の行為により、取引会員代表者として適当でないと認めるとき、本取引所は、その理由を示して、当該取引会員代表者の変更を求めることができる。</p> <p>3. 取引会員またはその本取引所に対する代表者は、他の取引会員または特別取引会員の本取引所に対する代表者となることができない。</p>	(変更)
第12条～第18条	(略)	(略)	

<p>第19条</p>	<p>(特別取引会員の処分)</p> <p>第1項 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、その特別取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(2) 本取引所に納入しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(3) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の取引会員または特別取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(6) 本取引所が特別取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは</p>	<p>(特別取引会員の処分)</p> <p>第1項 本取引所は、取引会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、その特別取引会員に対し当該各号に掲げる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 本取引所の市場における他の取引会員または特別取引会員との契約を履行しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(2) 本取引所に納入しなければならない金銭を本取引所の定める時限までに納入または預託しないときは、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(3) 本取引所の取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他秩序を著しく乱し、または他の取引会員または特別取引会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(6) 本取引所が特別取引会員に対し正当な理由のもとに書類または報告書等の提出を求め、または本人もしくはその使用人の臨席を求めた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、または虚偽の書類または報告書等を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは</p>	<p>(変更)</p>
-------------	---	--	-------------

	<p>6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(7) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(8) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所に参加する者の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(9) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>2. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。</p> <p>3. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。</p> <p>4. 特別取引会員は、その使用人の行為により特別取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。</p> <p>5. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。</p>	<p>6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(7) 本取引所が決定した事項を遵守せず、または正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(8) 取引の信義則に反する行為または本取引所もしくは本取引所に参加する者の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>(9) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令もしくは業務規程、紛争処理規程その他本取引所の定める規則の規定に違反したときまたはこれらの規定に基づく処分に違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて本取引所における取引を停止し、もしくは制限し、または除名する。</p> <p>2. 本取引所は、前項において取引の停止もしくは制限を命じ、または過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。</p> <p>3. 本取引所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。</p> <p>4. 特別取引会員は、その使用人の行為により特別取引会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。</p> <p>5. 第1項の処分については、過怠金の賦課および取引の停止または制限をそれぞれ併科することができる。</p>	
--	--	--	--

第20条	(略)	(略)	
第21条	<p>(弁明の機会)</p> <p>第1項 本取引所は、第19条の規定に基づき特別取引会員に対し処分を行う場合、当該特別取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、当該処分を決定する理事会において弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>2. 特別取引会員の除名を行う場合には、当該処分を決定し、当該取引会員に通知する理事会の10 日前までに、当該特別取引会員に対し、本取引所が除名すべきと考える理由を記載した書面を送付するものとする。</p> <p>3. 特別取引会員に対し処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該特別取引会員が、正当な理由なく、第2項の書面の送付後 10 日以内に弁明を行わないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。</p>	<p>(弁明の機会)</p> <p>第1項 本取引所は、第19条の規定に基づき特別取引会員に対し処分を行う場合、当該特別取引会員に対して事前に書面で通知を行うとともに、当該処分を決定する理事会において弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>2. 特別取引会員の除名を行う場合には、当該処分を決定する理事会の 10 日前までに、当該特別取引会員に対し、本取引所が除名すべきと考える理由を記載した書面を送付するものとする。</p> <p>3. 特別取引会員に対し処分を行う場合において、弁明の機会が与えられたにもかかわらず、当該特別取引会員が、正当な理由なく理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。</p>	(変更)
第22条	(略)	(略)	
第23条	<p>(処分に対する解除申請)</p> <p>第1項 第19条第1項の処分を受けた特別取引会員が、同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添えて、処分の解除申請をすることができる。</p> <p>2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除または軽減することができる。</p>	<p>(処分に対する解除申請)</p> <p>第1項 第19条第1項の処分を受けた特別取引会員が、同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までに行った場合には、その事実を示す書面を添えて、処分の解除申請をすることができる。</p> <p>2. 本取引所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除または軽減することができる。</p>	(変更)

	3. 第19条第5項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。	3. 第19条第5項および前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止または制限の処分を解除または軽減した場合について準用する。	
第24条～25条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>制定施行 平成 29 年3月 28 日</p> <p>改定 令和 2 年〇月〇日</p>	<p>制定施行 平成 29 年3月 28 日</p>	(変更)

理事会規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～第6条	(略)	(略)	
第7条	<p>(理事会の決議事項)</p> <p>理事会の決議事項は、法令及び定款に定める事項のほか、以下のとおりとする。なお、決議事項が個別の取引会員等に係る事項である場合は、取引会員等に所属する理事および監事はその議事に加わらないものとする。</p> <p>(1) 本規程を含む各種規則の制定又は改廃</p> <p>(2) 社員総会に提出する議事又は議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の変更 2. 基金の増加 3. 基金の返還 4. 取引所法人の合併, 分割, 解散 5. 理事・監事の選任又は解任 6. 理事・監事の報酬に関する事項 7. 理事・監事の責任の免除・軽減に関する事項 8. 理事・監事の競業取引, 利益相反取引の承認 9. その他理事会が必要と認めた事項 <p>(3) 毎年の事業計画及び年度予算</p> <p>(4) 計算書類及び附属明細書</p> <p>(5) 年会費の額</p> <p>(6) 重要な組織の設置, 変更及び廃止</p>	<p>(理事会の決議事項)</p> <p>理事会の決議事項は、法令及び定款に定める事項のほか、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 本規程を含む各種規則の制定又は改廃</p> <p>(2) 社員総会に提出する議事又は議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の変更 2. 基金の増加 3. 基金の返還 4. 取引所法人の合併, 分割, 解散 5. 理事・監事の選任又は解任 6. 理事・監事の報酬に関する事項 7. 理事・監事の責任の免除・軽減に関する事項 8. 理事・監事の競業取引, 利益相反取引の承認 9. その他理事会が必要と認めた事項 <p>(3) 毎年の事業計画及び年度予算</p> <p>(4) 計算書類及び附属明細書</p> <p>(5) 年会費の額</p> <p>(6) 重要な組織の設置, 変更及び廃止</p>	(変更)

	<p>(7) 重要な使用人の選任又は解任</p> <p>(8) 重要な財産の処分又は譲渡</p> <p>(9) 多額の借財</p> <p>(10) 重要な財産の取得, 賃貸借</p> <p>(11) 重要な契約の締結, 変更, 又は解除</p> <p>(12) 債務保証</p> <p>(13) 重要な労働条件の設定・改廃</p> <p>(14) 本規程に定める事項またはその他の規程における以下の事項(a,b,c,f,g,h,i,j)において緊急の必要性がある場合は, 理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が臨時的処置を行うことができる。この場合において理事長または理事長代行者は, 遅滞なく, 理事会にその処置について報告しなければならない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引の停止または休止等に係る臨時的措置(休業, 取引システムの停止等, 及びスポット取引の実施日の変更を含む) 2. 禁止行為の決定 3. 入札の制限 4. 手数料の決定(スポット取引, 時間前取引及び市場間約定代金差額に係るもの) 5. 昼間型の受渡期間における除外日の決定 6. 商品毎の取引期間の変更 7. 特に必要があると認められる事項のウェブサイトへの掲示及びその期間 8. 天災地変等の場合の特別措置 9. 規程に定めのない事項における臨機の措置 	<p>(7) 重要な使用人の選任又は解任</p> <p>(8) 重要な財産の処分又は譲渡</p> <p>(9) 多額の借財</p> <p>(10) 重要な財産の取得, 賃貸借</p> <p>(11) 重要な契約の締結, 変更, 又は解除</p> <p>(12) 債務保証</p> <p>(13) 重要な労働条件の設定・改廃</p> <p>(14) 本規程に定める事項またはその他の規程における以下の事項(a,b,c,f,g,h,i,j)において緊急の必要性がある場合は, 理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が臨時的処置を行うことができる。この場合において理事長または理事長代行者は, 遅滞なく, 理事会にその処置について報告しなければならない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引の停止または休止等に係る臨時的措置(休業, 取引システムの停止等, 及びスポット取引の実施日の変更を含む) 2. 禁止行為の決定 3. 入札の制限 4. 手数料の決定(スポット取引, 時間前取引及び市場間約定代金差額に係るもの) 5. 昼間型の受渡期間における除外日の決定 6. 商品毎の取引期間の変更 7. 特に必要があると認められる事項のウェブサイトへの掲示及びその期間 8. 天災地変等の場合の特別措置 9. 規程に定めのない事項における臨機の措置 	
--	--	--	--

	<p>10. 期間を定めての預託金額の変更</p> <p>11. 規程に定めがない場合の取引会員適格及び欠格事由の認定</p> <p>12. 加入希望者に対する規程に定めのない書類提出の要請</p> <p>13. 取引会員の年会費の額及び納入期日の決定</p> <p>14. 規程に定めがない事項についての取引会員に対する届け出または報告の要請</p> <p>15. 脱退した取引会員に対する債務額が未定の場合の払戻金または交付金の留保</p> <p>16. その他理事会が必要と認めた事項</p> <p>(15) 前各号のほか、本法人の業務執行にあたり必要な事項。</p> <p>2 理事長は、次の各項を理事会に報告する。なお、報告する事項が個別の取引会員等に係る事項である場合は、取引会員等に所属する理事および監事はその議事に加わらないものとする。</p> <p>(1) 理事会決議事項の執行経過及びその結果</p> <p>(2) 業務執行状況</p> <p>(3) その他業務に関する重要な事項</p>	<p>10. 期間を定めての預託金額の変更</p> <p>11. 規程に定めがない場合の取引会員適格及び欠格事由の認定</p> <p>12. 加入希望者に対する規程に定めのない書類提出の要請</p> <p>13. 取引会員の年会費の額及び納入期日の決定</p> <p>14. 規程に定めがない事項についての取引会員に対する届け出または報告の要請</p> <p>15. 脱退した取引会員に対する債務額が未定の場合の払戻金または交付金の留保</p> <p>16. その他理事会が必要と認めた事項</p> <p>(15) 前各号のほか、本法人の業務執行にあたり必要な事項。</p> <p>2 理事長は、次の各項を理事会に報告する。</p> <p>(1) 理事会決議事項の執行経過及びその結果</p> <p>(2) 業務執行状況</p> <p>(3) その他業務に関する重要な事項</p>	
第8条～第9条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>制定施行 平成 15 年 11 月 10 日</p> <p>改正施行 平成 16 年 7 月 20 日</p> <p>改正施行 平成 16 年 12 月 15 日</p> <p>改正施行 平成 21 年 7 月 10 日</p>	<p>制定施行 平成 15 年 11 月 10 日</p> <p>改正施行 平成 16 年 7 月 20 日</p> <p>改正施行 平成 16 年 12 月 15 日</p> <p>改正施行 平成 21 年 7 月 10 日</p>	(変更)

	改正施行 平成 24 年6月 18 日 改正施行 平成 28 年2月 18 日 改正施行 令和 2 年〇月〇日	改正施行 平成 24 年6月 18 日 改正施行 平成 28 年2月 18 日	
--	---	--	--

市場取引監視委員会規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条	(略)	(略)	
第2条	<p>(委員会の権限等)</p> <p>委員会は、本取引所の電力市場における市場取引の監視について、不公正な取引の判定並びに取引会員規程または特別取引会員規程に基づく処分の決定を行う。また、理事会からの諮問を受け、又は理事会に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 委員会は、理事長に対し、本取引所の有する市場情報等の提供を求め、また、市場監視業務を担当する職員に調査等を実施させることができる。</p> <p>3 委員会は、理事会に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。</p>	<p>(委員会の権限等)</p> <p>委員会は、本取引所の電力市場における不公正な取引の判定などの市場取引の監視について、理事会からの諮問を受け、又は理事会に対して意見を述べるができる。</p> <p>2 委員会は、理事会に対し、本取引所の有する市場情報等の提供を求めることができる。</p> <p>3 委員会は、理事会に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。</p>	(変更)
第3条～12条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>改定 平成 28 年 3 月 22 日</p> <p>改定 令和〇年〇月〇日</p>	<p>改定 平成 28 年 3 月 22 日</p>	(変更)

市場取引検証特別委員会規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～第2条	(略)	(略)	
第3条	<p>(委員会の権限等)</p> <p>第1条 委員会は、市場の流動性を確保するため、各事業者が取引所を積極的に活用しているか、特に発電容量の大半を占める旧一般電気事業者であった事業者を取引量増加に向けた相応の努力が見られるかについて検証し、必要に応じ、措置をとることができる。また、理事会からの諮問を受け、又は理事会に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 委員会は、理事長に対し、本取引所の有する市場情報等の提供を求め、また、市場監視業務を担当する職員に調査等を実施させることができる。</p> <p>3 委員会は、理事会に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。</p>	<p>(委員会の権限等)</p> <p>第2条 委員会は、市場の流動性を確保するため、各事業者が取引所を積極的に活用しているか、特に発電容量の大半を占める旧一般電気事業者であった事業者を取引量増加に向けた相応の努力が見られるかについて理事会からの諮問を受け、又は理事会に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 委員会は、理事会に対し、本取引所の有する市場情報等の提供を求めることができる。</p> <p>3 委員会は、理事会に対して第1項の意見に基づいてとった措置について報告を求めることができる。</p>	(変更)
第4条～13条	(略)	(略)	
別添一覧	<p>改定 平成19年1月12日</p> <p>平成21年3月6日</p> <p>平成23年6月10日</p> <p>平成25年7月18日</p> <p>平成27年6月18日</p> <p>平成29年6月15日</p> <p>令和元年5月16日</p> <p>令和2年6月18日</p>	<p>改定 平成19年1月12日</p> <p>平成21年3月6日</p> <p>平成23年6月10日</p> <p>平成25年7月18日</p> <p>平成27年6月18日</p> <p>平成29年6月15日</p> <p>令和元年5月16日</p> <p>令和2年6月18日</p>	(変更)

	令和2年〇月〇日		
--	----------	--	--